

日本労働協会雑誌

一九七七年五月号

拔刷

社会保険料負担の三・七問題

—社会保険料事業主負担分の基本的問題点—

高山憲之*

(武藏大学経済学部専任講師)

社会保険料負担の二・七問題

――社会保険料事業主負担分の基本的問題点――



高山憲(*)

(武蔵大学経済学部専任講師)

一 問題の所在

昭和五十一年の五月二十七日、三井物産の労働組合が同社創立以来百年の歴史の中ではじめての全日ストライキをかまえて一つの話題をもいた。そのボーナス闘争で三井物産の労使は厚生年金保険料の負担割合を「被保險者側三、事業主側七」とすることで合意が成立しストライキは解除されたといわれている。また全日空においても従来の五対五の分担比率を被保險者側三、事業主側七の割合に変更することになったと日本経済新聞六月十八日号は報じている。

このような社会保険料の負担割合をめぐる労働者側の要求、いわゆる三・七要求というのは三井物産の労働組合がはじめて提起したものではない。「三・七闘争」を日本ではじめて提唱したのは一九七一年の春闘における全国金屬労組であった。そして年金統一ストライキが行われた一九七三年春闘から本格的なたかいが始まったといわれている。春闘委員会の調べによれば一九七六年六月末の段階で、健康保険については九四八組合の

は、「それぞれ保険料の半額を負担する」と規定されている。雇用保険においても失業給付にあてる千分の十の率に相当する分は労使折半とされている。

ところで健康保険については、国民皆保険による医療費負担の軽減・医学医術の進歩・給付水準の向上・医療費改定等々の諸要因が作用して保険料率の引き上げが不可避となってきた。また厚生年金についても年金給付水準の引き上げが数回行われ、近年にいたると現在の労働者が稼得している平均標準報酬の六〇%程度を標準的な年金として実現しようと考へるようになつた。このような事情を反映して社会保険料も引き上げが不可避となつた。とくに一九七三年には「年金の年」あるいは「福祉元年」といわれるほどに厚生年金保険法の大改訂が行われ、また医療保険についても家族給付率を五割から七割に引き上げるという画期的大改正を行つた。この時期をとらえて労働組合は社会保険料率の引き上げを、事業主負担分の引き上げの形で実現させる要求——いわゆる三・七要求——として提出したのである。

昭和五十年の段階で組合健保・厚生年金加入者一般男子の被保險者負担分は雇用保険分も加えると標準報酬月額の約八・一%に達している。(1)他方、給与所得者の平均所得税率は三・六%(昭和五十年)である。社会保険料が比例税であり所得税が累進税であることを考慮すると、大部分の給与所得者は所得税よりも社会保険料を多く納めているといえよう。(2)このような事情も「社会保険料における事業主負担分の引き上げを」という要求を労働者に強いているにちがいない。

ところどころで「三・七要求」が提唱されるとき「事業主負担分」は額面どうり経営者の所得から支払われ、直接的に

にも間接的にも被保険者の負担にはならないという考え方がある労働組合側にあると思われる。このような通念を経済学の立場から支持することができるだらうか。本稿の目的は、この事業主負担の形をとる社会保険料が最終的に誰の負担になっているかを明らかにすることがある。そして「三・七要求」の経済的帰結が何であるかを解明する」とした。

第一、「三・七要求」の経済的帰結が何であるかを解明する。その分析結果をふまえて第六節で各種の通俗的見解を紹介しそれを論評する。最後に、残された問題について触れる」としたい。

本稿では近代経済学の立場から考察を試みて見る。それは「転嫁」(shifting)と「帰着」(incidence)の概念、および「合成の誤謬」(fallacy of composition)と、う観念が中心的な役割を演じてゐる。〔転嫁〕とは、通常、法律上の納税義務者が何らかのやり方で課税による負担を他の人々に移しかえる」という。たとえば清酒・ビールの製造業者はその価格の五〇%近くを占める酒税をほぼ卸売価格に含めて卸売業者に負担させてくる。すなわち転嫁するのである。また〔帰着〕とは、租税の負担の最終的な帰属を指しており、酒税の場合、負担は卸売業者から小売業者に転嫁され、小売業者から消費者に転嫁され、最終的には消費者にはほぼ帰着していると考えられる（貝塚・錦〔4〕より引用）。「合成の誤謬」とは、一部分について真であることが、そうである」とだけのゆえに全体についても真であるとみなされる誤謬を指している。たとえば行列をよく見ようとしてひとりだけが爪先立つするのならば効果があるけれど、誰もがそうしたのでは役に立たない（サミュエルソン〔12〕

第一章より引用）。なお本稿の労働市場に関する理論的分析は小宮他〔6〕、ロスチャイルド〔11〕、フライシャー〔3〕を参考にした。

(*) 本稿作成にあたり三輪芳朗（信州大学）、神代和欣（横浜国大

学）、貝塚慶明（東京大学）、島田晴雄（慶應大学）、佐藤進（武藏

大学）の諸教授から数多くの有益なコメントと助言をいたいた。

(1) 〔転嫁〕では「転嫁」を全く抽象した名目的な負担率について記しておれば上げた。標準報酬は臨時給与（ボーナス）を含まない（もともと交通費は含む）ので厳密に言えば社会保険料の支払い給与額に対する平均的な比率はこの八・一%を下回っている。しかし大部分の給与所得者の社会保険料控除額が所得税納付額を上回っているというステートメントは変更する必要がないと思われる。

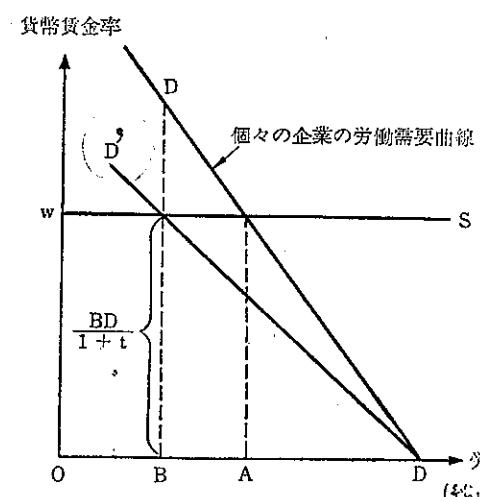
二 企業の最適雇用計画

1 完全競争の場合

まず生産物市場および労働市場において完全競争が行われている場合から分析をはじめるにしよう。この場合、市場には多数の需要者・供給者が参加しており、個々の需要者・供給者の取引量は市場全体としての取引量と比較していく僅かである。つまり個々の売り手（供給者）あるいは買手（需要者）が単独でどのように行動しても市場価格に影響力を及ぼすことはほとんどない。個々の売り手・買手は市場価格（ここでは生産物価格および貨幣賃金率）を与えられた一定不变のものとして、すなわちプライス・ティカーとして行動することになる。

個々の企業は生産物価格（ p ）、賃賃金率（ w ）を所与として利潤（ π ）が最大になるように生産量（ Q ）、雇用量（ L ）を決定する。ここで技術的条件としての（短期）生産関数を簡単化して次のようく想定しよう。

$$Q = Q(L), dQ/dL > 0, d^2Q/dL^2 < 0 \quad (1)$$



第1図

第1図は個々の企業の労働需要曲線DDおよび労働供給曲線 wS を描いたものである。労働需要曲線は労働の限界価値生産物を表わしており、限界生産性遞減の仮定によると右下がりに描かれてくる。（1）式を L で微分すると

$$dw/dL = p \cdot d^2Q/dL^2 < 0 \quad (1)$$

といでの労働供給曲線は完全競争（プライス・ティカー）ための一階の条件 ($d\pi/dL = 0$) は満足されないと仮定されているので満足されない。）（1）式の右辺は労働の限界生産性に生産物価格を乗じたもの、つまり「限界価値生産物」を表わしている。したがって企業は貨幣賃率が労働の限界価値生産物に等しくなるように雇用量（労働需要量）を決定する。

は雇用量のみの関数であり、労働の限界生産性（正）は遞減すると仮定する。利潤 ($pQ - wL$) が最大になるための一階の条件 ($d\pi/dL = 0$) は

$$(1) \quad w = p \cdot dQ/dL$$

の仮定により無限に弾力的な直線(水平線)で与えられる。所与の生産物価格・貨幣賃金率の下で、個々の企業の労働需要量(雇用計画量)はA点に決められる。

さて事業主全額負担の社会保険料が導入されたとしよう。社会保険料は賃金費用の一割合(百%)だけ徴収されると仮定する。このとき個々の企業は雇用計画をどのように調整するだろうか。利潤は

$$PQ - (1+t)wL$$

と変り、利潤最大化のための一階の条件は

$$(2) \quad w = \{1/(1+t)\} \cdot P \cdot dQ/dL$$

と変更される。

このとき個々の企業の労働需要曲線は第1図でDDからD'D'へとシフトすることになる。つまり個々の企業にとって労働サービスに対する費用は賃金と社会保険料を加えたものになるので、社会保険制度導入以前と比較すると社会保険料分だけ費用が増大することになる。このことは社会保険料が賃金費用を基準にして賦課されていながらに他ならない。個々の企業の雇用計画量はD'D'Sとの交点で決められる。すなわち全額事業主が負担する社会保険料の導入によって個々の企業の雇用計画量はOAからOBへと削減されることになる。

要するに貨幣賃金率(および生産物価格)が不変である限り、事業主全額負担の社会保険制度の導入は個々の企業をして雇用に伴なう費用の増大を余儀なくさせる。

その結果、個々の企業は雇用計画量を削減する形で調整を行うことになる。残業時間の短縮、残業廃止、パート・タイマーの整理、新規求人への削減あるいは求人止め、首切り等々がその例として考えられよう。

これまでの分析では社会保険料が全額事業主負担の形

をとる想定していた。しかし部分的であっても事業主負担の形をとる社会保険制度でありさえすれば、その導入が個々の企業の雇用計画量を削減させる効果をもつことも容易に類推されよう。また既に(全額であれ部分的であれ)事業主負担の社会保険制度が存在しているときに事業主の負担する社会保険料率を引き上げても同一の効果が生じることになる。

2 売り手独占・買い手独占などが存在する場合

前項では生産物市場においても労働市場においても完全競争が行われている場合に、事業主負担の形をとる社会保険制度の導入(あるいは事業主が負担する保険料率の引き上げ)によって個々の企業の雇用計画がどのように変更されるかを考察した。ここでは同一の問題を売り手独占・買い手独占などが存在する場合について分析しよう。結論を先取りして言おう。いずれの場合についても事業主の負担になる社会保険制度の導入は企業の雇用計画量を削減させる効果をもっている。その理由は、事業主負担の社会保険料が賃金費用を基準にして賦課される限りその導入は雇用に伴なう費用を増大させることに求められる。この帰結は完全競争の場合と全く同一である。したがって先を急がれる読者は本項をとばしてもかまわない。

まず労働市場では完全競争が行われているものの生産物市場では(売り手)⁽³⁾独占が生じている場合を考察しよう。独占企業は一産業の製品を一手に引き受け生産しているのでそれが直面している需要曲線は一産業に対する製品需要曲線(通常、右下がりの曲線)に他ならない。つまり生産物価格は独占企業にとって所与の定数で

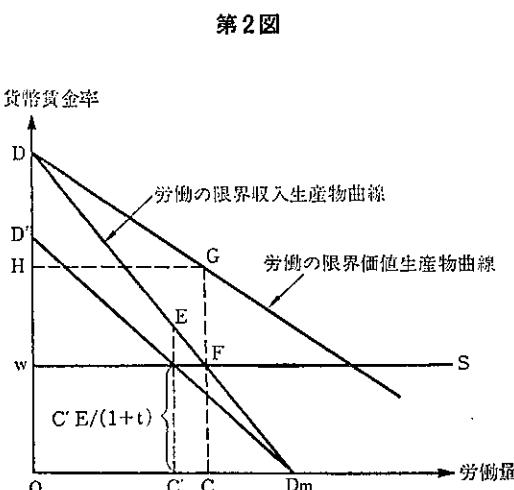
はなくみずから左右しうる変数となっている。この点に完全競争下の企業との差異がある。独占企業も利潤が最大になるように雇用量を決定するものと想定しよう。その一階の条件は次式のようになる。

$$(3) \quad w = (1-1/\epsilon) \cdot P \cdot dQ/dL$$

ここで $\epsilon = -(dQ/Q)/(dp/p)$

で定義されている需要の価格弾力性である。(3)式右辺の $(1-1/\epsilon) \cdot P$ は限界収入を表わしているのでこれに dQ/dL を乗じたものは「労働の限界収入生産物」といわれるものである。すなわち独占企業は貨幣賃金率が労働の限界収入生産物に等しくなるように雇用量を決定することになる。

第2図は独占企業の労働需要曲線DD_mを描いたものである。(3)式を L で微分し、利潤最大化のための一階の条件($d^2\pi/dL^2 < 0$)が満たされていると想定すると、



第2図

dw/dL つまり独占企業の労働需要曲線は右下がりになるとがわかる。さらに需要の価格弾力性は正であるので労働の限界収入生産物は労働の限界価値生産物より小さくなる。

この独占企業は労働市場においてはプライス・ティカーとして行動する。つまり市場賃金率を所与として雇用計画をたてる。労働供給曲線は第2図では水平線 w_S で与えられることがある。このとき独占企業の雇用計画量は C 点に決定される。このとき雇用計画量は完全競争下のそれは C' 点に決定される。このとき独占企業に雇用される労働者はみずから下回っている。独占企業に雇用される労働者はみずから労働の限界価値生産物 (G C) を受けとつておらず、独占企業は图形 F G H w の面積に等しい独占利潤を享受することになる。

前項と同様、事業主全額負担の社会保険制度（保険料率を百 ‰ と仮定する）が導入されたとしよう。このとき独占企業の利潤が最大になるための一階の条件は次のように変更される。

$$(5) w = \{1/(1+t)\} \cdot (1-1/e) \cdot p \cdot Q/dL$$

労働需要曲線は D' Dm にシフトし、貨幣賃金率が不変な限り事業主全額負担の形をとる社会保険制度の導入（あるいは事業主の負担する社会保険料率の引き上げ）は独占企業の雇用計画量（導入後は C 点で与えられる）を（完全競争下の企業と同様）削減させる効果をもつことになる。また独占企業の供給する生産物の価格は上昇してしまう（第四節第2項を参照されたい）。

次に生産物市場においてはプライス・ティカーであるが労働市場においては買手独占の立場にある企業の場合を考察してみたい。生産物を競争的な全国市場で販売している企業が他の地域と地理的に隔たったある地方に大

きな工場をもつている場合がその例である。この企業は右上がりの労働供給曲線に直面していると想定できる。⁽⁵⁾ このとき貨幣賃金率は買手独占企業にとって所与の定数（完全競争下の企業の場合）ではなく、みずから左右しうる変数となる。

利潤最大化のための一階の条件は

$$(6) w \cdot (1+1/\eta) = p \cdot dQ/dL$$

で与えられる。ここで η は

$$(7) \eta = (dL/L)/(dw/w)$$

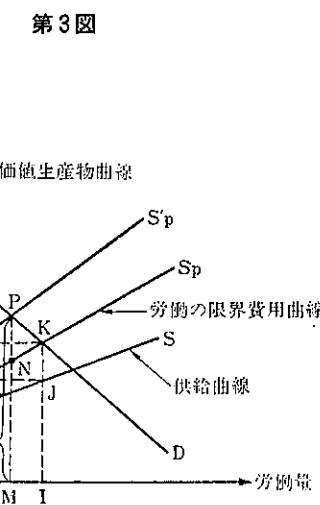
で定義されている労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性を表わしている。⁽⁶⁾ 式の左辺は「労働の限界費用」を意味している。したがって当該企業は労働の限界価値生産物が労働の限界費用に等しくなるように雇用量を決定する。

第3図は労働需要独占の状態において企業の雇用計画量がどのように決定されるかを図示したものである。曲

線 D D は限界価値生産物曲線、曲線 S S は労働供給曲線、曲線 S' S' は労働の限界費用曲線をそれぞれ描いたものである。労働供給の賃金率に対する弾力性は正であると仮定されているので、労働の限界費用曲線は労働の供給曲線の上方に位置することになる。労働需要を独占する企業の雇用計画量は I 点に決められる。この水準は完全競争下のそれより必ず落ち込んでいる。貨幣賃金率は w_p の水準に決定され、この水準も完全競争下で決定されるそれよりも必ず低くなる。貨幣賃金率 (I J) は労働の限界価値生産物 (I K L w_p) を下回ることになり、当該需要独占企業は图形 I K L w_p の面積に等しい独占利潤を享受することになる。

これまでと同様に全額事業主負担の社会保険制度が導入されたと仮定しよう。このとき利潤最大化のための一階の条件は次のように変更される。

$$(8) (1+t) \cdot w \cdot (1+1/\eta) = p \cdot dQ/dL$$



社会保険制度の導入によって労働の限界費用曲線は S' S' へとシフトすることになる。企業の雇用計画量は M 点に変更され、貨幣賃金率も w_m の水準に変更される。すなはち生産物価格が不変な限り事業主負担分を伴なう社会保険制度の導入（あるいは事業主の負担する社会保険料率の引き上げ）は労働需要を独占している企業の雇用量を削減させ、貨幣賃金率を低下させる効果をもつことになる。

(3) 「独占」とは、密接な代替品が存在しない製品市場において売り手が一人（一企業）の場合をいいう。独占は特許や原料の支配などによつて技術・生産資源が特定の者に占められるときに生じる場合が多い。

(4) 売り手独占下の労働の限界価値生産物曲線は完全競争下の労働需要曲線とは異なる（前者は労働量に応じて製品価格も変化するものとして描かれるのに対して、後者では製品価格が不変であると想定

されている。

- (5) 労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロであると想定するこ
とも可能である。そのとき社会保険制度が導入されても企業の雇用
計画は不变に維持される。
- (6) 労働市場に買い手独占が存在する場合に全額被保険者負担の社会
保険制度が導入されてもその経済的帰結は保険料率が同一ながま
金額事業主負担のそれと全く変わらない。

II 転嫁と帰着（その一）

— 市場賃金率の決定 —

- 1 労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロの
場合

前節では個々の企業の主体的均衡という観点から雇用
計画量がどのように決定されるかを考察した。その際、
完全競争的な労働市場に登場する企業にとって貨幣賃金
率は所与であると仮定してきた。ここでは、貨幣賃金率
が労働市場でどのように決定されるか、および社会保険
制度の導入によって市場賃金率がどのような影響を被る
ことになるか、という問題について分析することにしよう。

う。とくに事業主負担分の社会保険料が労働者にどのよ
うな仕組でどの程度転嫁されるかを明らかにす
ることに分析の目的がある。さらに被保険者負担の社会
保険制度と事業主負担の社会保険制度との間にはどのよ
うな相違があるか、および両制度は厚生経済学（根岸他

〔6〕第III部にその基礎的説明がある）の立場からどの
よう評価されるか、という問題等々についても分析の
メスを加えることにしたい。以下では、企業にとって生
産物価格は所与であると仮定する。すなわち社会保険制
度が導入されてもなんらかの財政措置がとられて生産物
価格は不变に維持されると想定しよう。また労働市場に
おいては完全競争が行われていると仮定する。⁽⁷⁾

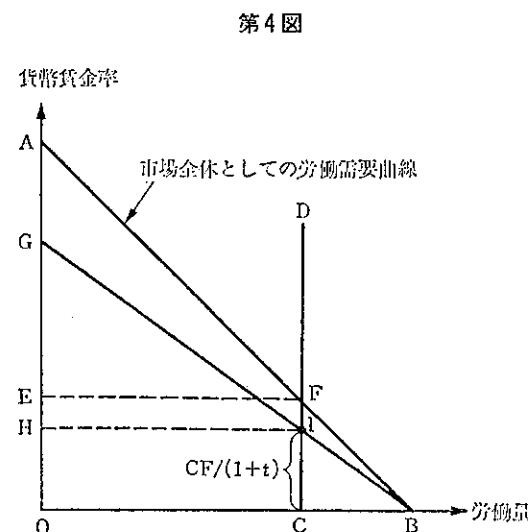
貨幣賃金率の決定は市場均衡の理論で説明されるのが
通例である。個々の企業の労働需要が貨幣賃金率の減少
関数である限り、これを集計した市場全体としての労働
需要もそれの減少関数になる。第4図のABは市場全体
としての労働需要曲線であり、右下がりに描かれてい
る。他方、市場全体としての労働供給曲線は後述するよ
うに通常右上がりとなっている。しかしここでは、分析
を簡便化するために労働供給が貨幣賃金率に対して全く
非弾力的(totally inelastic)なボーラー・ケースをまず
取り上げることにしよう。すなわち市場全体としての労
働供給量が貨幣賃金率には全く依存しないケースから考
察することにしたい。第4図の直線CDはそのような労
働供給曲線を描いたものである。

競争的な労働市場では市場全体としての労働需要曲線
と供給曲線とが交わるF点によって、貨幣賃金率の均衡
水準CFと労働の雇用量OCが決定される。

さて〔全額事業主負担の社会保険制度〕(保険料率を百t
%とする)が導入されたと想定しよう。このとき生産物
価格が不变に維持されるという仮定の下では、市場全体
としての労働需要曲線はABからGBへとシフトするこ
となる。市場賃金率はCFからCIへと低落する。社

会保険料収入額は図形EHIで与えられ、また制度導
入後の賃金総額は図形HOFCの面積であるから、事業
主負担分の社会保険料は結局労働者がすべて支払うこと
になる。つまり生産物価格が不变であり、かつ労働供給
の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロの場合、全額事業主
負担の形をとる社会保険料はそつくりそのまま被保険者
(労働者)に転嫁される。ここでは全額事業主負担の社会
保険制度が導入される場合を念頭において議論を進めて
きたが、事業主の負担する社会保険料率を引き上げても
全く同様の帰結をもたらすことは容易に類推できよう。

このような帰結がもたらされるのはなぜだろうか。企
業にとって労働者を雇うのに必要な単位費用は制度の導
入以前においても以後においても労働の限界価値生産物
に等しい。それが名的に何と呼ばれるものであっても
その事実は変わらない。事業主全額負担の社会保険制度が
導入される以前においてそれは一括して賃金と呼ばれ、
導入後においてそれは事業主負担分の社会保険料と賃金
とに区別されて呼ばれる。いわばラベルが変ったにすぎ
ず本質は不变のままである。ここに事業主負担分が被保
険者へ全額転嫁される秘密を解く鍵がある。



第4図

生じないしすつきりする、という主張も提出されよう。以下では全額被保険者負担の社会保険制度について考察することにしたい。いま社会保険料が賃金所得の百 $t\%$ の割合で徴収される制度が導入されたと想定しよう。労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロの場合、このような社会保険料の負担は全額被保険者（労働者）に帰着し、転嫁は起こらない。そのような制度の導入に際して労働者が全体としての労働サービスの供給量を調整することを全然しないと仮定しているからである。

この場合の社会保険料収入額を T_2 とすると、それは第4図では次のように計算される。

$$T_2 = t \cdot (O \cdot E) \cdot (O \cdot C)$$

一方、全額事業主負担の形をとる社会保険制度（保険料率を同じく百 $t\%$ とする）が導入された場合の社会保険料収入額を T_1 とする。

$$T_1 = t \cdot (O \cdot H) \cdot (O \cdot C)$$

となる。第4図で明らかのように $O \cdot E > O \cdot H$ であるから $T_2 > T_1$ が得られる。つまり生産物価格不变、完全に非弾力的な労働供給という二つの前提の下では、同一保険料率であっても社会保険料収入額は全額被保険者負担の社会保険の方が全額事業主負担のそれより多くなる。

このような帰結が生じるのはなぜだろうか。全額事業主負担の社会保険といふものは、財政学の立場から見れば間接税の一つであるといえる。この間接税は他の生産要素サービスに対しては賦課されておらず、またいかなる生産物に対しても賦課されない。ただ労働サービスに対してのみ賦課される間接税である。このような間接税の下ではデッド・ウェイト・ロス（dead weight loss、資源配分上の浪費）が生じる。他方、直接税（h）では

全額被保険者負担の社会保険料という形をとる賃金所得

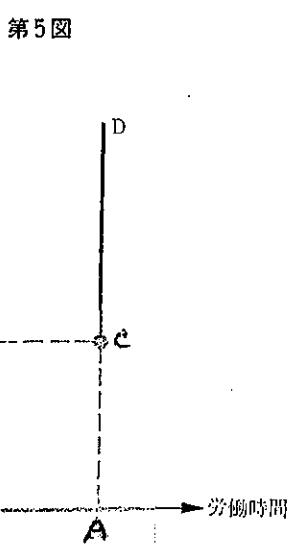
税の下ではそのようなロスが生じない。つまり社会保険料収入額の差異がデッド・ウェイト・ロス（別言すれば、間接税の「超過負担」ということになる。厚生経済学的観点からは、デッド・ウェイト・ロスを発生させる

間接税よりもそれを発生させない直接税の方が望ましいと評価される。すなわち全額事業主負担の社会保険制度よりも全額被保険者負担の社会保険制度の方が資源配分の効率性という点で優れている。特定の財貨・サービス価格機構を通じる資源分配プロセスに人為的に干渉することにはかならず、その結果として資源の最適配分が妨げられるからである。⁽⁸⁾

2 労働供給が弾力的な場合

前項では簡単化のために労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロであると仮定して分析を進めてきた。このような仮定は現実的であるといえるだろうか。通常、労働サービスの供給者に対する賃金率と労働時間とが組み合わされた形で雇用条件は提示される。一旦雇用されれば労働者の自由意志に基づいて自分の働く時間を短縮したり延長したりする余地はほとんどないのが実状である。⁽⁹⁾ この理由で市場全体としての労働供給曲線も第4図のCDのように垂直になっていると想定する者が少なくない。

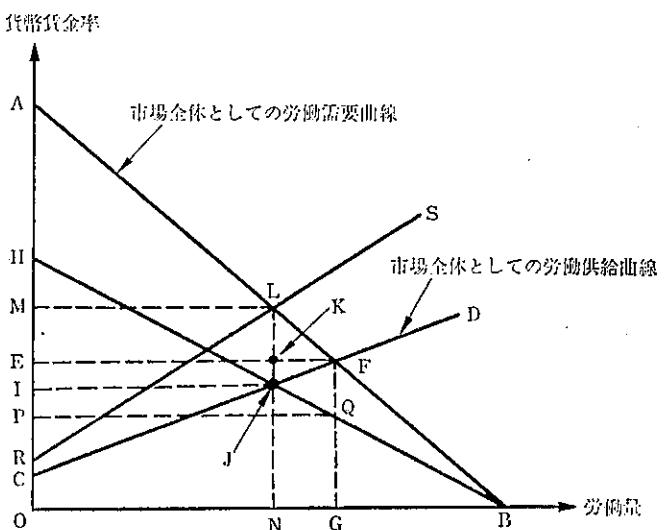
しかし、このような想定は「合成の誤謬」（サミュエルソン [12] 参照）を犯していると考えるのが正しい理解の仕方である。労働サービスの供給者個人甲にとって労働時間は固定されている（たとえば一週当たり四三時



第5図

間）。第5図の横軸上のA点はこの固定的な労働時間を表わしている。このとき個人甲は週給がある一定額（たとえばB万円）以上であればその就業機会を受け入れ、その額を下回れば拒否するというのが通例であろう。個人甲の労働供給曲線はO-A-B-C-Dで与えられることになる。すべての個人が個人甲と同じように週給B万円を最低限の水準として要求するのであれば、市場全体としての労働供給曲線も垂直線で与えられる。しかし最低週給水準がどの個人をとっても同一であるという仮定は現実的である。⁽¹⁰⁾ 各人の所得（および）能力水準には差異があり、また人が異なれば労働意欲も異なるというのが一般的である。したがって最低週給（あるいは時給）水準は各個人によって異なると考えるのが妥当である。このような想定の下ではたとえ個人レベルの労働供給が第5図のように垂直線で与えられる場合でも、市場全体としての労働供給曲線はほとんど連続的な右上がりの曲線となる。

第6図



第6図のCD曲線はそのような市場全体としての労働供給曲線を描いたものである。労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性が大きければ大きいほど大きくなる。従うとき、事業主に帰着するのは図形EKLの面積分に限られ、残りの図形IJKの面積に等しい社会保険料は労働者に転嫁されることになる。⁽¹¹⁾労働者への転嫁分は労働供給の弾力性が小さければ小さいほど、また労働需要の弾力性が小さければ大きいほど大きくなる。

社会保険料収入額は図形IJKLの面積に等しい。⁽¹²⁾社会保険料負担は最終的にも全額事業主に帰着しているだろうか。ドルトン〔2〕以来の伝統的な考え方によると、事業主に帰着するのは図形EKLの面積分に限られ、残りの図形IJKの面積に等しい社会保険料は労働者に転嫁されることになる。⁽¹¹⁾労働者への転嫁分は労働供給の弾力性が小さければ小さいほど、また労働需要の弾力性が大きければ大きいほど（すなわち水平線に近くなければなるほど）多くなる。

ここで注意すべきことは次のポイントである。前項のように労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロの場合、労働者は全額事業主負担の形をとる社会保険制度の導入によって図形PQFEの面積に等しい賃金額を失うことになった。ところが労働供給の弾力性がゼロでない場合には、経済主体の合理的な選択行動を通してその損失額を図形IJKFの面積分に軽減することが可能になる。つまり市場全体としての労働供給曲線が貨幣賃金率に対して弾力的となつて始めて労働者全体としての損失の軽減が図れることになる。

さて前項同様に全額事業主負担の社会保険制度(保険料率を百t%とする)が導入されたと仮定しよう。また生産物価格も前項と同じように制度導入後も不变に維持されると想定しよう。さらに労働市場では完全競争が行われていると仮定する。市場全体としての労働需要曲線は全額事業主負担の形をとる社会保険制度が導入されるとABからHBへとシフトする)ことになる。市場を均衡させる貨幣賃金率はOEからOIの水準へ下落し、雇

用量はOGからONへ減少する。貨幣賃金率の下落する程度は労働供給の弾力性が小さければ小さいほど、また労働需要の弾力性が大きければ大きいほど大きくなる。

社会保険料収入額は図形IJKLの面積に等しい。⁽¹²⁾社会保険料負担は最終的にも全額事業主に帰着しているだろうか。ドルトン〔2〕以来の伝統的な考え方によると、事業主に帰着するのは図形EKLの面積分に限られ、残りの図形IJKの面積に等しい社会保険料は労働者に転嫁されることになる。⁽¹¹⁾労働者への転嫁分は労働供給の弾力性が小さければ小さいほど、また労働需要の弾力性が大きければ大きいほど（すなわち水平線に近くなければなるほど）多くなる。

(9)(10)式より次の関係を得ることができる。

$$1-t^2 = 1/(1+t) \neq 1-t$$

つまり同一額の社会保険料収入を得るためにには全額事業主負担であっても全額被保険者負担であっても保険率料に差異はない、いずれの制度においても雇用量・貨幣賃金率（ただし社会保険料控除後のそれ）は変わらない。⁽¹²⁾したがって全額被保険者負担といつても、被保険者に帰着するのはその一部（図形IJKLの面積）にすぎず、他の一部は必ず事業主に転嫁されることになる。

前項の分析によると、労働供給の弾力性がゼロの場合、全額事業主が負担する社会保険制度を導入すればそれにはいわゆる間接税の超過負担が伴なうことになっていた。そしてそのような超過負担を伴なわない全額被保険者負担の形をとる社会保険制度の方が資源の最適配分という観点から優れていると評価されていた。しかしに労働供給が弾力的の場合には、両制度は法律上の納付義務者こそ異なるものの（また名目的には貨幣賃金率も相違するが）両者の間に実質的な差異は何一つ生じない（a matter of indifference）。したがって厚生経済学的にも両制度は同等に評価されることになる。このようないい處が生じる原因はどこにひそんでいるのだろうか。労働供給が弾力的になると全額被保険者負担の社会保険料（賃金所得税ともいえる）はもはや直接税とはいえない。

なる。「直接税」とは財政学テキストのなかで定義されているものであり、それを課したときに人々の経済上の意思決定を規定している限界条件に直接的な影響を及ぼさず資源配分には直接的になんらの影響も生じない租税のことである（貢塚・館〔4〕一七一頁参照）。労働供給が弾力的な場合、そのような制度の導入によって労働

$$(9) N_J = (1-t^2) \cdot N_L$$

$$(10) (1+t) \cdot N_J = N_L$$

供給者の限界条件は影響をうけ(CDからRSへのシフト)、そのため市場を均衡させる貨幣賃金率・雇用量が変化してしまう。つまり資源分配に直接的な影響が及ぶことになる。すなわち、労働供給が弾力的な場合、全額被保険者負担の社会保険も直接税ではなく間接税の一つになつていて、したがってこの社会保険も間接税に固有のデッド・ウェイト・ロスを避けることができなくなる。

(それは第6図では図形JFLの面積に等しい)このデッド・ウェイト・ロスは全額事業主負担の社会保険制度に伴なうロスとまったく同額になつてゐる。(ただし保険料率は両制度で同一であると想定している。⁽¹³⁾) いずれにしても社会保険料が賃金の一定割合の形で徴収される限り、資源配分上の浪費を避けることはできない。

(7) 労働市場に独占的な要素が存在する場合についても考察の必要がある。しかし需要独占が存在する場合については既に前節第2項で論じてある(後述の注⁽¹³⁾を参照されたい)。また労働供給が独占的に行われる場合を想定することも可能である(たとえば加入を厳しく制限している職業別組合が企業との間にクローズド・ジョブ制を確立している場合)。しかし今日の日本では組合は企業別に組織され、ほとんどがニッポン・ショップ制を採用している。したがつてそのような独占的要素は稀薄であるのでここでは取り扱わない。

(8) 労働供給が貨幣賃金率に対して全く非彈力的であつても標準報酬月額に上限が設定され、その上限を上回る賃金を得してい

る労働者が存在する場合には、被保険者の社会保険税の導入によって市場全体としての労働供給曲線は右側に平行移動する可能性がある。MacRae-MacRae⁽⁷⁾は余暇が上級財(Superior goods)であれば、そのような制度の導入によって上限を上回る賃金を得する労働者の賃金所得は一定額だけ削減され、所得効果が作用して労働供給は増大することになると論じている。そのとき均衡賃金率(保険料控除後)はさらに低下することになる。

(9) 終身雇用制と年功序列制の支配的な日本においては特にしかりであろう。もともと副業(サイトビジネス・アルバイト等)に向かわれる労働時間の調整は報酬額の程度によって比較的の自由に行われる可能性が少くない。なお、労働供給を論じたものに小尾⁽¹⁰⁾がある。

(10) 最低賃金法が存在するにもかかわらず最低賃金(法定)をはるかに下回る賃金しか得られない内職に少なからぬ主婦が従事しているのはその一例といえよう。

(11) このくだりのステートメントはあくまでも部分均衡分析の枠内で

のものである。一般均衡分析では雇用量の削減を通じて生産量も減少することになり、それを考慮すると、労働者の損失は図形IJKの面積を上回ることになる(Musgrave-Musgrave⁽⁹⁾III八三、三八六頁参照)。

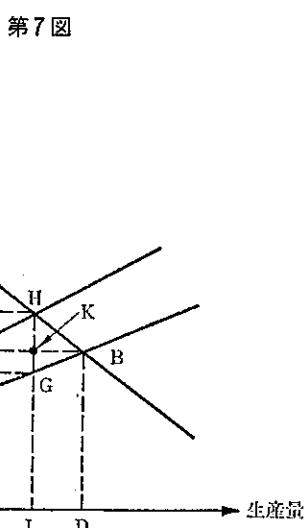
(12) 両制度の間に実質的な経済的差異が生じない点を完全競争だけを仮定して指摘しておるのに Brittain⁽¹⁾ (三七一三八頁)、Musgrave-Musgrave⁽⁹⁾ (二九〇—三九一頁)がある。

(13) 労働市場に買い手独占が存在する場合にも両制度の間に実質的差異はなんら生じない(第3回参照)。

このとき完全競争下にある産業の生産物供給曲線ABは第7図にあるように右上がりになっている。⁽¹⁴⁾ 他方、生産物に対する需要曲線CBは通常右下がりになっていると考えられている。需給を均衡させる生産物の市場価格はBDの水準に決定され、ODだけの生産物が供給されまた購入されることになる。

さて全額事業主負担の社会保険料(保険料を百t%とする)が導入されたと想定しよう。このとき生産物の供給曲線はABからEHへとシフトすることになる(HL = (1 + t) · GL)。生産物の市場価格はBDからHLへ上昇し、生産量はODからOLに削減される。いま貨幣賃金率が所与のとき、全額事業主負担の形となる労働者)にどのように転嫁(後方転嫁)されるかを明らかにするために生産物価格は社会保険制度の導入後も不变に維持されるという前提の下で考察を進めてきた。そのためにはなんらかの財政措置がとられることを想定せざるを得ない。しかし現実にそのような財政措置がとられるることは稀であろう。むしろ貨幣賃金率は社会的歴史的変数であり、社会保険が導入されたがらどうしてそれが容易に変更されるものとは思われない。

したがつて貨幣賃金率を一定不变と想定し、生産物価格が社会保険制度の導入に伴なつて調整されると考える方が現実的であろう。本節ではこのような状況を念頭において、事業主負担分の社会保険料がどのように価格に転嫁(前方転嫁)されるかを分析してみることにした。ここでは生産物市場において完全競争が行われていると想定して分析を始めよう。



じるような効果はなぜ発生するのだろうか。全額事業主負担の社会保険料は総賃金費用に対する従価税(ad valorem tax)の性格をもつてゐる。マスグレイブ[8]第一三章によると、費用遞増の場合には費用に対する従価税が生産物価格を上昇させ、生産量を削減させる効果をもつとのことである。全額事業主負担の社会保険料はその一例に他ならない。

生産物に対する需要曲線が右下がりであれば、このようないい帰結は当然のことである。

社会保険料収入額は第7図において図形F G H I の面積で与えられる。このうち図形F G K J の面積に等しい社会保険料が最終的に事業主(企業の所有者である株主と考えてよい)に帰着し、残りの図形H I J K の面積分の社会保険料は消費者(あるいは需要者)に転嫁されることになる。(つまり名目が全額事業主負担であつてもそれは単なる呼びかた(ラベル)にすぎず、一部は必ず消費者が実質的に負担することになる。また労働者も雇用量の削減を通じて名目上事業主負担となつてゐる社会保険料の一部分を消費者とともに実質的に負担することになる。要するに事業主負担分の社会保険料は最終的には消費者・労働者・株主の三者の負担に帰着することには決してならない。

ところで三者の負担割合は何に左右されるのだろうか。それが需要曲線および供給曲線の傾きに依存していることは第7図をみれば容易に理解できよう。すなわち需要曲線の傾きが大きければ大きいほど、また供給曲線の傾きが小さければ小さいほど消費者の負担する割合が多くなり、株主・労働者の負担する割合が少なくなる。

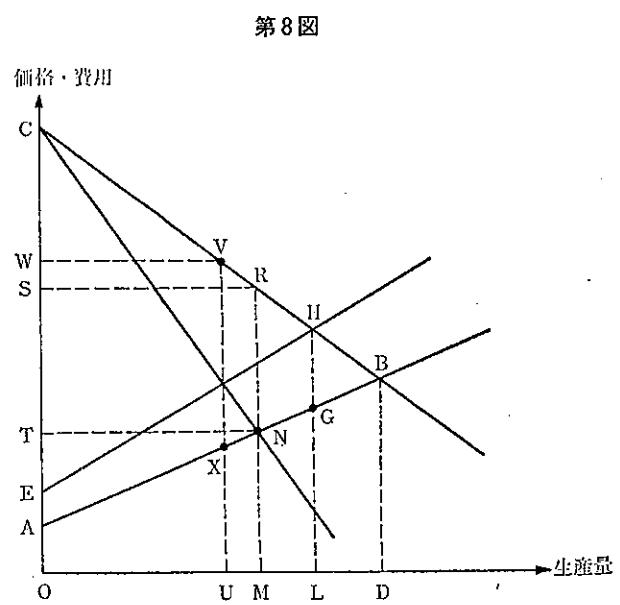
需要の価格弾力性の小さい産業、たとえば電力・ガス・水道・鉄道・電信電話等々の公益事業や官公庁・教育機関(私学を含む)においては、事業主負担分の社会保険料はすべて生産物価格に転嫁される可能性が強い(しかしこのようなケースはむしろ例外的であろう)。また供給曲線の傾きが小さければ小さいほどそれは生産物価格に転嫁されることになる。そのボーラー・ケースとして、供給曲線が水平になる場合(限界費用が一定の場合)を想定すると、事業主負担分の社会保険料はすべて生産物価格に転嫁されるという注目すべき帰結がもたらされる。なおここで消費者(需要者)の負担に帰着する割合が多くなるということは、生産物価格の上昇分が大きくなることを意味している。

厚生経済学の立場からは事業主負担分の社会保険料を次のように評価することができる。すなわち事業主負担の形をとる社会保険制度の導入によって図形B H G の面積で表わされるデッド・ウェイト・ロスが発生することになり、その分だけ資源配分上の浪費を招くことになる、と。

2 独占の場合

生産物市場に売り手独占が存在する場合、事業主負担分の社会保険料は消費者にどの程度転嫁されることになるのだろうか。この問題は第一節第2項で扱つたものと実は同一である。そこでは労働市場での需給均衡から独立企業の雇用計画がどのように決定されるかを論じたが、本項では生産物市場における市場価格の決定という側面から接近することにしたい。賃金賃率は前項と同様に一定不变と想定する。

さて全額事業主負担の社会保険料(保険料率は前項と同様百 $\frac{1}{2}\%$ とする)が賃金支払額に対して一定の割合で



賦課される制度が導入されたと想定しよう。このとき生産物の供給曲線は A-B から E-H へとシフトする。生産量は O-M から O-U に削減され、したがって雇用量も削減されることになる。また製品価格は M-R から U-V の水準に上昇する。すなわち貨幣賃金率が不变である限り、全額事業主負担の形をとる社会保険制度の導入（あるいは事業主が負担する保険料率の引き上げ）によって独占市場の生産物価格は上昇し、生産量（および雇用量）は削減されることになる。

完全競争市場と独占市場の差異は、したがって経済変数の変化の方向ではなく、その程度にある。ここで注意を促したいのは次のことである。すなわち完全競争市場の方が完全競争市場より製品価格の上昇分は大きくなるといふこと、これである。⁽¹⁵⁾ 同一の社会保険料率（ただし事業主負担分のそれ）にもかかわらず、⁽¹⁶⁾ ように市場の状態によって差異が生じるのはいかなる理由に基づいているのだろうか。思うに完全競争下の企業は採算ぎりぎりのところまで維持されていて、その対して独占企業の採算には多少のゆとりがある（換言すれば第8図の図形 N-R-S-T の面積分に等しい独占利潤を享受している）ので、賃金コストの増分（社会保険料の事業主負担分）を価格に転嫁するにも独占企業の方が完全競争下の企業よりも少ないに済ますことができ、またそうしないと利潤が最大にならないのである。

独占市場にはもともと図形 B-R-N の面積で表わされるデッド・ウェイト・ロス（資源配分上の浪費）が発生していたが、事業主負担の形をとる社会保険制度の導入（あるいは事業主の負担する保険料率の引き上げ）によつてそれは一層増大することになる（浪費は図形 B-V-X）。

の面積分まで増大する）。完全競争市場において制度の導入に伴なつて発生するデッド・ウェイト・ロスは前項にあるように図形 B-H-G の面積で示された。したがつて全額事業主負担の形をとる社会保険制度の導入に伴なう資源配分上の浪費は、独占の方が完全競争市場のそれよりはるかに大きい。

なお本節では社会保険料が全額事業主負担の形をとるものとして議論してきたが、全額被保険者負担であつても保険料率が同一であるかぎり、その経済的帰結には差異が全く生じない（第三節第2項参照）。したがつてここでは全額被保険者が負担する社会保険制度における価格転嫁をめぐる議論はいつさい割愛する」としたい。⁽¹⁶⁾

$$(14) \frac{dp}{dQ} = w + (aL/dQ) = -F''/(F')^2 > 0,$$

需要曲線・供給曲線が次のように線型で与えられるところ。

$$\text{需要曲線: } p = a - b \cdot Q$$

このとき完全競争市場の価格上昇分 (ΔP) および独占企業の製品価格の上昇分 (Δp_m) は次のように計算される。

$$\Delta p_m = \frac{(b+d)^2 \cdot t}{bt(ad+bc)}$$

$$\Delta p_m = \frac{t(2bd+dt)}{(2b+d)^2 \cdot t} (2bd+dt)$$

$$\Delta p = \frac{t(2bd+dt)}{(2b+d)^2 \cdot t} (2bd+dt)$$

その差 ($\Delta p - \Delta p_m$) が正となることは、需要曲線の傾きが負 ($b > 0$) および完全競争下の市場全体としての生産量が制度導入後も正となること ($a > c + ct$) の二つの条件を利用して証明できる（なおこのような関係は需要曲線・供給曲線が非線型の場合においても同様に証明することができる）。ボーラー・ケースとして需要の価格弾力性がゼロの場合 ($b = +\infty$)、あるいは限界費用が一定の場合 ($d = 0$) を想定すると次式が導かれる。

$\Delta p = 2\Delta p_m = tc$
つまりどのようなボーラー・ケースにおいては制度の導入に伴う賃金コストの増分 (tc)、亦事業主負担の生産物（単位当たり社会保険料）が完全競争市場では全額製品価格に転嫁され、独占企業製品の場合にはちょうどその半額が価格に転嫁されることになる（小宮他⁽¹⁵⁾一二五三頁参照）。このようなボーラー・ケースを除けば、価格への転嫁分はコストの上昇分を一般に下回ることも容易に証明できる。

(16) 本節では完全競争および独占を市場の状態として想定したが、雇用曲線の存在を想定すると（ただし現実にはほとんど存在しない）、全額事業主負担の社会保険料はそのままそっくり事業主に帰着する可能性がある。

五 理論的分析結果の要約

前節までの理論的分析によって導かれた主要な結論を要約してみよう。

(1) 貨幣賃金率が所与の場合、事業主負担（それが一部であれ全額であれ）の形をとる社会保険制度の導入（あるいは事業主の負担する社会保険料率の引き上げ、以下同様）によって個々の企業の雇用計画量（総労働時間）は削減される。事業主負担の社会保険料が賃金費用を基準にして徴収されるかぎり、そのような制度の導入は雇用に伴なう費用を増大させることになるからである。

(2) 生産物価格が所与の場合、労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロでない一般的なケースにおいては事業主負担の形をとっても被保険者負担の形をとっても保険料率が同一なかぎり、社会保険制度の導入がもたらす経済的帰結には全く差異はない。すなわちその導入によって市場全体としての雇用量は同じだけ減少し、また（保険料控除後の）貨幣賃金率も同じ水準に下落する。つまり事業主負担か被保険者負担かという問題は單なる呼称（ラベルをどのようにつけるか）の問題にすぎず、いずれであつても経済的には同一である。

(3) その場合いざれの制度であつても社会保険料は、事業主（経済主体としては株主）と被保険者（労働者）の負担に必ず二分されて帰着することになる。労働者に帰着する割合は労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性が小さければ小さいほど、また労働需要の弾力性が大きければ大きいほど多くなる。

(4) ボーラー・ケースとして労働供給の貨幣賃金率に対

- する弾力性がゼロである場合を想定すると、事業主負担分の社会保険料はそつくり被保険者に転嫁されることになる。またこの場合、被保険者負担の社会保険料は全額被保険者にそのまま帰着し転嫁は起こらない（ただし生産物価格は不变であると仮定している。）
- (5) 事業主負担であれ被保険者負担であれ社会保険制度の導入は一般に資源配分上の浪費を余儀なくさせる。それを生じさせない唯一の例外は、労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性がゼロの場合における全額被保険者負担の形をとる社会保険制度である。
- (6) 貨幣賃金率が不变の場合（換言すれば市場全体としての労働供給の貨幣賃金率に対する弾力性が無限大の場合）においても、保険料率が同一であるかぎり事業主負担の形をとつても被保険者負担の形をとつても社会保険制度の導入によってもたらされる経済的帰結には差異が全く生じない。すなわちその場合、社会保険制度の導入は市場全体としての生産量したがって雇用量を削減させ、また製品価格を上昇させる効果をもつていて。つまり名目が事業主負担であつても被保険者負担であつても社会保険料の負担は、（製品価格の上昇を通じて）消費者（あるいは需要者）に、また（生産量の削減を通じて）事業主に、さらに（雇用量の削減を通じて）被保険者にそれぞれ部分的に帰着する。
- (7) 生産物に対する需要の価格弾力性が小さければ小さいほど、また生産物に対する供給の価格弾力性が大きいほど、社会保険制度の導入によって生じる価格の上昇はその割合が大きくなる。
- (8) 社会保険制度が導入される結果として引き起こされる製品価格の上昇は、その上昇幅に関するかぎり独占

市場におけるそれよりも完全競争市場におけるそれの方が大きくなる（ただし生産物に対する需要・供給曲線は両市場において同一であると仮定している）。

(17) 本稿の分析は短期の部分均衡分析にとどまっている。社会保険料の導入によって長期的にどのような効果が生じるかという問題についてはとりあえず次の2点を指摘するにとどめ、そのより詳細な分析は他日を期したい。まず労働力は資本に代替されること（たとえば省力化機器の導入）、および利潤率の低下が原因となつて設備投資は減退を余儀なくされること、この二つである。また本稿では貨幣賃金率を所与と仮定した上で「三・七問題」を考察したが、事業主負担分の社会保険料の引き上げ要求が貨幣賃金率と果して完全に代替可能なものであるか否かについては分析を試みなかつた。この点の解明には動学的分析が必要となるので、それも他の機会に譲りたい。

六 通俗的見解に対する評価

1 労働者側の主張

春闘共闘委員会は一九七三年春闘において「三・七要求」の根拠を五点にわたつて指摘した。⁽¹⁸⁾ そのなかで考慮に値すると思われるものは次の二点である。すなわち「狂乱物価・インフレ高進のなかでの実質賃金増額という即物的な生活防衛」が第一のポイントであり、その第二は「社会保障憲章」にうたわれている考え方の実現にある。ここで「社会保障憲章」とは、一九六一年モスクワで開催された第五回世界労働組合大会で満場一致の形で採択されたものを指しており、それは社会保障財源について次のように述べている。（社会保障財源は）「雇用主あるいは国家またはその双方によって保障されなければならぬ、労働者の拠出によつてはならない。社会保障の財源を労働者が分担しているところでは、これはただ一時的な措置としてのみ認められ、労働者はこのような

負担をなくするために行動しなければならない」と。つまり全世界の労働組合が共同して設定した目標は労働者の社会保険料負担を「ゼロ」にすることにある。したがつて「三・七要求」はその一つの過程であるという理解がそれである。

まず第一の根拠について検討してみよう。社会保険料の労使負担割合を「五・五」（折半負担）から「三・七」に変更すれば、労働者個人の観点に関するかぎり社会保険料控除額がそれだけ少なくなるので手取りの所得は一時に増大することになる。これが労働者側のいう「実質賃金増額」の意味であろう。しかし前節の結論(2)、(6)によれば、全体としての社会保険料率が不变であるかぎり、労働者全体に支給される実質賃金総額は労使の負担割合の如何にかかわらず一定に維持される。第6図でこのことを説明しておこう。被保険者負担の社会保険料率が標準報酬額の百t%分だけ引き下げられると、それ以前の標準報酬額がJ-Nで手取り所得がJ-Nの場合、労働者全体としての実質賃金総額は図形ONJIの面積から図形O-G-F-Eの面積に増額することになる。他方、事業主負担の社会保険料率がそのみかえりとして同率(百t%)だけ引き上げられると、第三節第2項で分析したように労働者全体に対する実質賃金支給総額は図形O-G-F-Eの面積から図形ONJ-Iの面積を差し引いた分だけ減少してしまう。結局のところ労使合わせた社会保険料率が不变にとどまるかぎり、労働者全体に支給される実質賃金総額はこれを変えることが不可能になる。

このような意味において労働者側の主張する第一の根拠は、事業主が負担する社会保険料のもたらす間接的な經濟的帰結（とくに支払賃金に対する影響）を無視してお

り、錯覚に基づくものである。「三・七要求」によって実質賃金の増額を労働者全体として勝ちとすることは不可能である。

なお労使合せた社会保険料は近年引き上げられる傾向にあり、かつその引き上げ分を事業主負担の形で賄う事例が少くない。このような形で労使の負担割合を労働者側に「有利」もつてゆく闘争も実質賃金の増額にはつながらない。労使合せた社会保険料の引き上げは結果的に賃金総額を減らし、また製品価格を上昇させることになるからである（前節結論⑥）を参照されたい）。注意を促したいのはむしろ次の点である。社会保険料の引き上げを事業主負担分の引き上げという形で実現させてゆくと、それが部分的に製品価格に転嫁されることになり、消費者の利益を損なう結果をもたらすということ、これである。前節の結論⑦の含意を考えてみよう。需要の価格彈力性が比較的小さい公益事業・官公庁・教育機関（私営を含む）においては、事業主負担分の社会保険料はそのほとんどの部分が価格に転嫁されると考えてよい。つまり事業主負担分の引き上げを図るとその分だけ各種の公共料金・授業料が引き上げられ、政府財政の赤字幅も拡大（ないし黒字幅の縮少）する可能性が少なくない。このような意味で「三・七要求」は公共料金据置・インフレ抑制の主張と相入れない側面をもつていて。加えて事業主の負担する社会保険料の引き上げは雇用量の削減、とくに未組織化労働者（パート・タイマー）に代表されるところの、いわゆる縁辺労働力から職を奪うという結果をも招く。この意味で「雇用確保」の主張とも「三・七要求」は矛盾する側面をもつことになる。

『総評』欄下の労働組合にはこの二つのポイントを真剣

に考えていただきたい。

労働者側の第二の主張、つまり「社会保障憲章」の考え方についてはもはや多言を要しない。呼称が「事業主負担」であっても「被保険者負担」であってもその経済的実質は変わらないのである。被保険者負担分を減らして事業主負担分を増やす闘争は、それ自体労働組合側の錯覚に基づいたものといえる。なお社会保障財源をすべて国家負担の形で賄うべきであるという場合、それがどのような形で徴収されるのかという問題について議論を煮詰めないかぎりなんともいえない。しかしここではこの問題に立ち入らないことにする。

2 経営者側の主張

「三・七問題」に対する経営者側の対応は主として法律的侧面からなされているようである（例えば「法は法として守ることがスジ」であるという主張をみよ）。しかし労使合せた社会保険料率が不变だとどまるかぎり「三・七要求」は経営者に受け入れられるはずのものである。したがって経営者が「三・七要求」に対して難色を示すには別の事情があると考えなければならない。つまり厚生年金にしても健康保険にしても長期的には大幅な保険料率の引き上げが不可避の状態にある現在の日本において、それが結果として企業利潤を減らす方向に作用することを経営者は認識しているのではないだろうか。事業主の負担する社会保険料率の引き上げを通じて全体としての社会保険料率が上昇することになれば、その段階で「三・七要求」はある程度実現されることになるものの、企業利潤は低落を余儀なくされる（「一リットルの水を大きな池に入れても、その水位はほとんど上

がらないが、バケツに入れるといつぱいになる」という日経連調査部長藤井得三氏の見解をみよ）。要するに経営者にとっては「三・七問題」の形で提出される労使合せた社会保険料率の引き上げだけが関心のおもむくところであって、それが不变に維持されるのであれば「三・七要求」は容易に受け入れられる性格のものである、といえよう。

3 法律学者の見解

法律学者がこの問題に対してもどのような見解をもつているかについてはかならずしも定かではない。ここではとりあえず厚生省保険局保険課・社会保険庁健康保険課編『健康保険法の解釈と運用』（50年新版、社会保険法規研究会・九八六一九八七頁）にある考え方を紹介し、その批判的検討を行うことにしたい。それによると保険料の負担を被保険者・事業主の折半にしたのは二つの理由、すなわち数理的理由および外国の立法例、に基づくとされている。数理的理由とは次のようなものである。全傷病事故のうち業務上の事由によるものが四分の一、業務外の事由によるものが四分の三といふ割合に法制定当初なっていた。これに対して業務上の事由による傷病に関する費用はその性質上事業主の全額負担とし、業務外の事由による費用はドイツ疾病保険の例により事業主三分の一、被保険者三分の二の負担割合で負担することにした。結局のところ被保険者と事業主が各一分の一を負担することとなる、というのがそれである。外国の立法例をとり入れた理由というのは、その当時二分の一負担主義が世界の趨勢にあったということである。そのような負担主義は事業主および労働者が均等

に負担を行い、保険制度の議決機関に同数ずつの議員を選出し、円滑公平にその運営を行わせんがためのものであつた。つまり「権利としての社会保障」を労働者のものとするために、ビバレッジ流の「拠出の権利」という考え方があつた。

以上の二つの理由について経済学の立場からコメントを加えることにしよう。いずれの理由とも法律上の負担・拠出という観点にとらわれており、実質上のそれを考

えられる上で欠かすことのできない「転嫁と帰結」という観念が全く欠如している。負担・拠出を問題にするのであれば最終的なそれ（「帰着」）を重視しなければならない

のではないだろうか。経済学の立場からみると法律上の負担義務というは単なる呼称の問題にすぎなくなってしまうのであるが……。

(18) 春闇共闘委員会が指摘している他の三點は次のようなものである。まず「労働者の負担を使用者より少なくするのは国際的な趨勢である」ということ。次に各種の保険制度の間には「折半負担」を強制しているものもあれば自主運営にまかせているものもあるといふ形で格差が存在している。この格差の解消というのが第一。最後に関係法規の解釈・行政指導に納得のいかない点があるといふことがある。なお、ここにおける労働者側の主張は庄司「¹³」に拠っている。

(19) 労働災害保険制度には被保険者負担が全くないので、審議会等における労働者代表の発言は他の保険制度のそれと比較するとかなりおとなしいといわれている。その一因には「拠出の権利」を法律上放棄していることがあるのかもしれない。

(20) 藤田階教授は「国民健保の財政学^④」（日本経済新聞「やさしい経済学」昭和五十年十月四日号）で事業主負担分の社会保険料の価格への転嫁について次のように述べている。すなわち「労働市場では強力な労働組合に直面し、生産物市場では価格分配力をもつ大企業の経営者は事業主支払い分の保険料を労働者に転嫁するよりも、生産物の消費者に転嫁しようとする努めである。そしてこの努力は完全雇用重視型の財政金融政策を前提すれば、正常な経済情勢下では成功を収める可能性が強い。しかし中小企業については、事業主が支払う保険料のかなりの部分が、実質的には労働者の負担になることも考えられる」と。しかし本稿の分析結果からはそのような結論は導かれないのでないだろうか。まず「労働市場では強力な労働組合に直面し」てゐる企業にとって賃幣賃金率（たとえば

標準報酬月額）を変えることは容易でない、したがってそれを不変として行動することになろう。その場合でさえ企業は雇用量（総労働時間）を削減する形で事業主負担分の社会保険料を労働者に転嫁することが可能になる（結論①参照）。また「価格支配力をもつ大企業」というのは理論のレベルでは独立企業に相当する。独立企業の場合、価格転嫁の程度は「（価格支配力をもつたなし）中小企業」のそれより必ず小さくなる（結論②参照）。もとより大企業と中小企業とのちがいを、価格支配力という側面からではなく生産物に対する供給の価格彈力性の差異に求め、かつ中小企業のそれの方が大企業のそれより小さくと想定すれば、事業主負担分の社会保険料が労働者に転嫁される割合は中小企業の場合の方が大企業の場合よりも大きくなり（結論③参照）、藤田教授の予想と合致することになるが……。

七 残された問題

社会保険料が今日のようだ標準報酬月額を基準にして賦課されているかぎり、名目が事業主負担であつても被保険者負担であつても経済的側面には何一つ差異が生じない。つまり社会保険料は消費者（需要者）、事業主（株主）、被保険者（労働者）の三者によって実質的には負担されている。また労働供給の貨幣賃金率に対する彈力性は一般にゼロでないと想定されるので、社会保険料は間接税の性格をもつており、その賦課によって資源配分上の浪費を招くことになる。以上が本稿の主要なポイントである。

いわゆる「三・七問題」を考えるに当たってなぜ筆者が本稿にみられるようなアプローチを採用したかについてここで一言しておこう。第六節でみたように、この問題に対する通俗的見解は近代経済学の最も中心的な分析用具（とくに経済政策の分野におけるそれ）の一つである

者側の取り組みは錯覚に基づいたものに終わらざるをえないというのが実情だからである。

しかし理解の欠如と錯覚を指摘するだけでコトが済むわけではない。社会保険制度をどのように編成すべきかに関する議論を開拓する必要がある。この点に関する詳しい分析は他の機会に譲るが、ここでその際留意すべき問題に触れて本稿を閉じることにしたい。

第一に、現行の社会保険料には消費者に転嫁される部分が必ず存在する。すなわち社会保険料は消費税の性格をもつていて、その負担は通常逆進的であると考えられるので所得再分配上好ましくないことになる。

第二に、標準報酬月額には上限（現行では三二万円）が設定されている。しかし転嫁と帰着が判明したからにはその設定には意味が生じない（月給の多い人が社会保険料を必ずしも多く負担していることには実質的にならない）。

第三に、名目を「事業主負担分」と「被保険者負担分」に分ける意味は経済的には全くない。

第四に、そもそも標準報酬月額を基準にして社会保険料を徴収するという考え方を改める必要がある。それとどうのも、そのような制度では資源配分上の浪費と逆進的な課税という二つの好ましくない結果を避けることができなくなるからである。資源配分に対する中立性および累進的課税の観点からは所得税に財源を求める方がより好ましいといえよう。

つまり年金については賦課方式（ただし所得税を財源とするもの）の採用を検討すべきであろう。とくに実質経済成長率が実質積立金利（激しい物価上昇下ではマイナスになっている）を上回るかぎり賦課方式の採用が望

まれる（高田〔15〕参照）。

ただ年金について言えば次の点に注意する必要がある。すなはち現在の年金給付は標準報酬に比例する形の国庫給付を伴つてゐる。過去の賃金が高ければ高くなる。しかし貧乏人より金持ちに政府からの補助金が多くなければならない理由が存在するだらうか。むしろ公的年金は過去の賃金水準のしかんにかかわらず一律に支給される方が厚生経済学的に望ましい（高田〔14〕参照）。年金財政の赤字が深刻化しつゝある今日、この点だけでも改めるのが急務となる。

健康保険についてはどうあれば次の点を指摘するといふべきだ。現行の点数制度の下においては投薬量を増やすれば増やすほど医師（病院経営者）の収入が多くなる仕組みになつてゐる。日本の医薬産業の利潤率が他の産業との比較で言えば圧倒的に高い水準にあり、しかもそれが安定的に維持されてくる原因の一には点数制度の存在にある。このことが健康保険支払額を年々急増せしむる原因の一つではないでない。健康保険料を所得税で賄うのはよぶんしても、その支出額を望ましい水準まで抑えるように各種の経済的インセンティヴを与える制度を用意することの方が先決となつう。最後に、年金についても健康保険にしても私的なものをもと奨励する政策をふねいことが望ましい。それに政府の補助金を出さぬ一の策である。すべてを公的な形で賄うにはあまりどの費用がかかりやあらかじめやあ。

参考文献

〔1〕 John A. Brittain, *The Payroll Tax for Social*

Security, The Brookings Institution, 1972.

〔2〕 H. Dalton, *Principles of Public Finance*, 9th ed., Routledge and Kegan Paul, 1936.

〔3〕 B. M. Fleisher, *Labor Economics*, Prentice-Hall, 1970.

〔4〕 貝塚啓明・館龍一郎『財政』、岩波書店、一九七二年。

〔5〕 小畠・宇治・根岸・村上・今井『価格理論』、岩波書店、一九七一年。

〔6〕 ——『価格理論』（第2章）、岩波書店、一九七一年。

〔7〕 C. D. MacRae and E. C. MacRae, "Labor Supply and Payroll Tax," *American Economic Review*, June, 1976.

〔8〕 Richard A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, McGraw-Hill, 1959.

〔9〕 Richard A. Musgrave and Peggy B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill, 1973.

〔10〕 小庭潤一郎「実物供給の理論」（西川俊作編『ヨーロッパ労働市場』）日本経済新聞社、所収。

〔11〕 K. W. Rothchild, *The Theory of Wages*, Basil, Blackwell, 1954. (賃金問題研究会訳『賃金論入門』) (東京翻訳新社)。

〔12〕 Paul A. Samuelson, *Economics*, McGraw-Hill, 1948. (鶴留重人訳『経済学』、岩波書店)。

〔13〕 庄司博一「日・七国争を今後どう見るか」、「賃金ハーフイヤー」第10号、一九七六年十一月所収。

〔14〕 高山憲之「所得保障の経済学的分析」、「季刊社会保障研究」一九七六年一月号所収。

〔15〕 ——「積立方式と賦課方式」、「季刊社会保障研究」一九七七年三月号所収。

